○農林水産省告示第二千九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市高尾野町柴引字中永忠庵三三二の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町久富木字牧ノ峯五四五八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県御所市大字北窪久二〇二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び御所市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県新見市菅生・哲多町蚊家（以上二大字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

哲多町蚊家（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市大字長谷字洞ノ迫八二三の二、本匠大字波寄字川平一九七四、一九七五、一九九五、一九九六、一九九八、一九九九、二〇〇〇の一、二〇〇二の二、二〇〇五の一、二〇〇六の二、二〇〇八から二〇一〇まで、二〇一二、字楠木平二〇三二、二〇三五、二〇三七から二〇三九まで、二〇四六、二〇五二、二〇五七、二〇五八、二〇六九から二〇七二まで、二〇七四から二〇七六まで、字大津江二〇三三、二〇三四、二〇三六、本匠大字上津川字後口山二二の一・二四の一・三八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二二の二、二四の二、二七、二八、三〇、三二、三四、三六、三八の二、宇目大字木浦鉱山字竹田町五〇一の一、鶴見大字地松浦字大谷一七四二の一、一七四四から一七四七まで、一七四九から一七五一まで、一七五三、一七五四の二から一七五四の一四まで、一七五五の二、一七五六、一七五七、一七六〇、一七六二、一七七〇、米水津大字色利浦字直谷一六三七の一、字孫佐一六七三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字洞ノ迫八二三の二（次の図に示す部分に限る。）、字川平一九七五、一九九六、一九九八、一九九九、二〇〇〇の一、二〇〇二の二、二〇〇八から二〇一〇まで、字楠木平二〇三五、二〇五八・字大津江二〇三三・二〇三六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字後口山二二の二・二四の一・三八の一・字竹田町五〇一の一・字大谷一七五一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一七四二の一、一七四五、一七七〇、字孫佐一六七三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県津久見市大字津久見字河地山六六一九の二、大字上青江字奥山七〇三六の二八四から七〇三六の二八六まで、七〇三六の二八八から七〇三六の二九〇まで、七〇三六の二九二、七〇三六の二九三、七〇三六の四八九から七〇三六の四九一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字河地山六六一九の二、字奥山七〇三六の二九二・七〇三六の二九三・七〇三六の四八九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫